

佐賀県規則第8号

佐賀県医療法の施行等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県医療法の施行等に関する条例施行規則（平成25年佐賀県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(既存病床数及び申請病床数の補正)</p> <p>第3条 条例第3条第1項の規定により規則で定める補正の基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる病院又は診療所の病床については、病床の種別ごとに既存の病床の数又は当該申請に係る病床数に、当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数を当該病床の利用者の数で除した数（その数が0.05以下であるときは、0とする。）を乗じて得た数を既存の病床の数及び当該申請に係る病床数として算定すること。</p> <p>ア 国の開設する病院又は診療所であって、<u>宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁又は防衛省が所管するもの</u></p> <p>イ <u>独立行政法人労働者健康福祉機構の開設する病院又は診療所であって、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったもの</u>のみの診療を行うもの</p> <p>ウ～オ 略</p> <p>(2) <u>放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているもの</u>については、既存の病床の数及び当該申請に係る病床数に算定しないこと。</p>	<p>(既存病床数及び申請病床数の補正)</p> <p>第3条 条例第3条第1項の規定により規則で定める補正の基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる病院又は診療所の病床については、病床の種別ごとに既存の病床の数又は当該申請に係る病床数に、当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数を当該病床の利用者の数で除した数（その数が0.05以下であるときは、0とする。）を乗じて得た数を既存の病床の数及び当該申請に係る病床数として算定すること。</p> <p>ア 国の開設する病院又は診療所であって、宮内庁、<u>法務省又は防衛省が所管するもの</u></p> <p>イ <u>独立行政法人労働者健康安全機構の開設する病院又は診療所であって、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったもの</u>のみの診療を行うもの</p> <p>ウ～オ 略</p> <p>(2) 放射線治療病室の病床については、既存の病床の数及び当該申請に係る病床数に算定しないこと。</p>

改正前	改正後
<p>(3) <u>介護老人保健施設の入所定員については、当該介護老人保健施設の入所定員数に0.5を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床の数として算定すること。</u></p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>2 前項第1号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第2号の放射線治療病室の病床、<u>無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているものの数は、病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請があった日前の直近の9月30日における数によるものとする。</u>この場合において、当該許可の申請があった日前の直近の9月30日において業務が行われなかったときは、当該病院又は診療所における実績、当該病院又は診療所と機能及び性格を同じくする病院又は診療所の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。</p> <p>3 当該申請に係る病床数についての第1項第1号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第2号の放射線治療病室の病床、<u>無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されることが見込まれるものの</u></p>	<p>(3)・(4) 略</p> <p>2 前項第1号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第2号の放射線治療病室の病床の数は、病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可若しくは診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請があった日前又は命令等をしようとする日前の直近の9月30日における数によるものとする。この場合において、当該許可の申請があった日前又は当該命令等をしようとする日前の直近の9月30日において業務が行われなかったときは、当該病院又は診療所における実績、当該病院又は診療所と機能及び性格を同じくする病院又は診療所の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。</p> <p>3 当該申請に係る病床数についての第1項第1号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第2号の放射線治療病室の病床の数は、前項の規定にかかわらず当該申請に係る病院の機能及び性格、当該病院に当該申請に係る病床の種別の既存の病床がある場合における当該既存の病床における実績、当該病院と機能及び性格を同じくする病院の実績</p>

改正前	改正後
<p>数は、前項の規定にかかわらず当該申請に係る病院の機能及び性格、当該病院に当該申請に係る病床の種別の既存の病床がある場合における当該既存の病床における実績、当該病院と機能及び性格を同じくする病院の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。</p> <p><u>4 条例第3条第2項の場合においては、介護老人保健施設の入所定員数に0.5を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床数とみなすものとする。</u></p> <p>附 則 (既存病床数及び申請病床数の補正に係る経過措置)</p> <p><u>第2条 平成12年4月1日以後に介護保険法(平成9年法律第123号)第94条の規定による開設の許可又は入所定員の増加に係る変更の許可を受けた介護老人保健施設(第3項において「平成12年4月1日以後に開設許可等を受けた介護老人保健施設」という。)及び平成3年6月26日以後に介護保険法施行法(平成9年法律第124号)第24条の規定による改正前の老人保健法(昭和57年法律第80号)第46条の6の規定による開設の許可又は入所定員の増加に係る変更の許可を受けた老人保健施設であって介護保険法施行法第8条第1項の規定によりその開設者が介護保険法第94条第1項の許可を受けたものとみなされた介護老人保健施設(第3項において「平成3年6月26日以後に開設許可等を受けたみなし介護老人保健施設」という。)の入所定員(入所定員の増加に係る変更の場合は、当該増加部分に限る。)については、当分の間、第3条第1項第3号及び第4項の規定は適用しない。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、介護老人保健施設の人員、施設及び</p>	<p>績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。</p> <p>附 則 (既存病床数及び申請病床数の補正に係る経過措置)</p> <p><u>第2条 病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可若しくは診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合又は法第7条の2第3項の規定による命令若しくは法第30条の12第1項において読み替えて準用する法第7条の2第3項の規定による要請をしようとする場合において、知事が当該申請又は命令若しくは要請に係る病床の種別に応じ医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。)第30条の30に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たっては、療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、平成30年4月1日以後に当該病院又は診療所の療養病床の転換(当該病院又は診療所の療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設又は介護医療院の用に供することをいう。)を行った場合における当該転換に係る入所定員数については、平成36年3月31日までの間、療養病床に係る既存の病床の数として算定する。</u></p>

改正前	改正後
<p><u>設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）附則第8条に規定する病床転換による介護老人保健施設の入所定員（同条の転換に係る部分に限る。）については、当分の間、第3条第1項第3号及び第4項中「入所定員数に0.5を乗じて得た数」とあるのは、「入所定員数」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定は、医療法施行規則の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第119号）による改正後の医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。）第30条の30第1号の規定に基づき療養病床及び一般病床に係る基準病床数を算定した場合における平成12年4月1日以後に開設許可等を受けた介護老人保健施設及び平成3年6月26日以後に開設許可等を受けたみなし介護老人保健施設以外の介護老人保健施設の入所定員について準用する。</u></p> <p>4 <u>第2項の規定にかかわらず、前項に規定する場合における第2項に規定する入所定員については、第1項の規定を準用する。</u></p> <p>5 <u>介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準附則第13条の療養病床の転換を行った介護老人保健施設の入所定員（同条の転換に係る部分に限る。）については、当該転換を行った日から同日以後最初の省令第30条の30第1号の規定に基づき療養病床及び一般病床に係る基準病床数を県において算定する日までの間に限り、第1項の規定にかかわらず、第3条第1項第3号及び第4項中「入所定員数に0.5を乗じて得た数」とあるのは、「入所定員数」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（転換病床を有する病院の従業者の員数に係る経過措置） 第4条 略</p>	<p>（転換病床を有する病院の従業者の員数に係る経過措置） 第4条 略</p> <p><u>第4条の2 前条の規定の適用を受ける病院の開設者が、転換を行おうとして、平成30年6月30日までの間に、再びその旨を知事に</u></p>

改正前	改正後
<p>(療養病床を有する病院の従業者の員数に係る経過措置)</p> <p>第5条 略</p> <p>第7条 療養病床を有する診療所であって、平成24年改正省令の施行の際現に、特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が第6条第1項第1号及び第2号に掲げる数に満たない診療所(以下この条において「特定診療所」という。)であるものの開設者が、平成24年6月30日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合の当該診療所に置くべき看護師等の員数は、同年4月1日から平成30年3月31日までの間は、同項第1号及び第2号並びに前条の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>第8条 療養病床を有する診療所であって、平成24年改正省令の施行の際現に、特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が附則第6条第1号に掲げる数に満たない診療所(以下この条において「特定診療所」という。)であるものの開設者が、平成24年6月30日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定診療</p>	<p><u>届け出た場合には、同条中「平成30年3月31日」とあるのは、「平成36年3月31日」とする。</u></p> <p>(療養病床を有する病院の従業者の員数に係る経過措置)</p> <p>第5条 略</p> <p><u>第5条の2 前条の規定の適用を受ける病院の開設者が、平成30年6月30日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを知事に届け出た場合には、同条中「平成30年3月31日」とあるのは、「平成36年3月31日」とする。</u></p> <p>第7条 療養病床を有する診療所であって、平成24年改正省令の施行の際現に、特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が第6条第1項第1号及び第2号に掲げる数に満たない診療所(以下この条及び次条において「特定診療所」という。)であるものの開設者が、平成24年6月30日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合の当該診療所に置くべき看護師等の員数は、同年4月1日から平成30年3月31日までの間は、同項第1号及び第2号並びに前条の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>第7条の2 前条の規定の適用を受ける診療所の開設者が、平成30年6月30日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合には、同条中「平成30年3月31日」とあるのは、「平成36年3月31日」とする。</u></p> <p>第8条 療養病床を有する診療所であって、平成24年改正省令の施行の際現に、特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が附則第6条第1号に掲げる数に満たない診療所(以下この条及び次条において「特定診療所」という。)であるものの開設者が、平成24年6月30日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は</p>

改正前	改正後
<p>所であることを知事に届け出た場合の当該診療所に置くべき看護師等の員数は、同年4月1日から平成30年3月31日までの間は、同号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1（そのうちの1については、看護師又は准看護師）とする。</p>	<p>特定診療所であることを知事に届け出た場合の当該診療所に置くべき看護師等の員数は、同年4月1日から平成30年3月31日までの間は、同号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1（そのうちの1については、看護師又は准看護師）とする。</p> <p><u>第8条の2 前条の規定の適用を受ける診療所の開設者が、平成30年6月30日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合には、同条中「平成30年3月31日」とあるのは、「平成36年3月31日」とする。</u></p>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。